

## 西宮市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援

### 業務委託仕様書

#### 1 業務の名称

西宮市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援業務

#### 2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大により発令された緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置に伴い、休業や営業時間の短縮、酒類の提供自粛、消費者の外出自粛などの影響を長らく受けている市内経済の活性化および市内事業者への支援につなげることを目的とする。

#### 3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和4年(2022年)3月31日まで

#### 4 企画提案上限額

30,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。別途、ポイント還元分の実費精算分として311,000,000円相当)

#### 5 委託業務内容

##### (1) ポイント還元事業の実施補助

###### ① 実施期間

令和4年2月1日から令和4年2月28日までの間

###### ② 実施内容

西宮市内の中小・小規模事業者を中心に、消費者が事業実施期間内に、1社以上の登録キャッシュレス事業者によるクレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済などの一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段(以下「キャッシュレス決済」という。)を用いて行った取引へのポイント還元を実施する。ポイント還元部分の補助を実施するにあたり、登録キャッシュレス決済事業者との

各種調整及びポイント還元部分の補助額の予算進捗管理などを行う。

- ③ ポイント還元部分の総額  
311,000,000 円相当
- ④ ポイント還元部分の上限  
商品購入額の 20%相当／一回あたり上限 5,000 円  
一人あたり上限 5,000 円／期間内
- ⑤ ポイント還元に関するキャッシュレス決済事業者との契約  
受託者と決済事業者との間で、ポイント還元に関する契約書を西宮市と事前協議の上で締結することとし、その契約書の写しを西宮市に提出すること。
- ⑥ ポイント還元額の負担  
受託者と決済事業者との間で締結した契約書に基づき支払うこととなるポイント還元額の負担に関しては、別途、西宮市と受託者の間で協議すること。
- ⑦ 参加資格  
店舗の参加資格については、西宮市内に事業所または店舗があり、登録キャッシュレス事業者のキャッシュレス決済を導入もしくは、今後導入を予定している飲食・小売・サービス業で、次の事業者以外とすること。
  - 風営法第 2 条に該当する営業を行う事業者
  - 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
  - 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。)または、暴力団を利用するなどしたと認められる事業者
  - 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる事業者
  - 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者
  - 役員等が、業務に関し相手方が暴力団または暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められる事業者
  - 中小・小規模事業者でない者
- ⑧ 参加店舗数  
消費者の利便性の観点より、参加資格を満たす 1,500 店舗以上とする。  
※本業務委託契約後に「⑦参加資格」の要件を西宮市と受託者との協議により追加する可能性がある。協議による要件の追加によって参加資格を満たす店舗数が 1,500 店舗未満となっても支障がないものとする。

- ⑨ データ作成・管理  
円滑な事業の実施に必要なデータを適宜収集、作成し、適切に管理をする。
- (2) ポイント還元事業の広報
  - ① 使用可能店舗募集及び登録キャッシュレス決済事業者に関する広報  
使用可能店舗募集及び登録キャッシュレス決済事業者に関して、広く市内の事業者および市民に対して適切な広報を実施すること。
  - ② 利用者向け説明会の開催  
市内商業施設等で利用者向けのサポート会場を設置し、利用方法等のサポートを実施(複数回実施)。
- (3) 業務の管理・執行体制
  - ① 事務局の設置  
運営業務の全体統括、西宮市との調整窓口を担う。事務局は契約締結後、速やかに開設すること。
  - ② コールセンターの設置・運営業務  
参加店舗等に関する市民からや、登録店舗からの問い合わせに対応するコールセンターを「(2) ポイント還元事業の広報」に定める広報を開始してからポイント還元が終了するまでの間、設置運営すること。  
※コールセンターの電話番号は「0570」で始まるナビダイヤルは不可
  - ③ 全体スケジュール管理  
事務局は西宮市に対し、適宜進捗を報告すること。特に、参加店舗の募集状況、ポイント還元部分の予算執行状況、事務局への問い合わせ件数及び内容については、定期的に報告が可能な状態とすること。
  - ④ 上記業務の実施にあたり、必要となる諸業務
- (4) 業務報告書作成業務
  - ① 中間報告  
還元期間が概ね2週間経過後、ポイント還元額について報告すること。  
※利用人数についても可能であれば報告すること。
  - ② 最終業務報告  
事業実施後、本事業の経済効果の検証を含めた業務報告書を作成すること。中間報告と同様にポイント還元額についても報告すること。  
※利用人数についても可能であれば報告すること。

## 6 一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部(「5 (3) 業務の管理・執行体制」の「②コールセンターの設置」と「④上記業

務の実施にあたり、必要となる諸業務J)について、予め西宮市が認めた場合はこの限りではない。

## 7 留意事項

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約終了後においても同様とする。

### (3) 損害賠償責任

受託者が本業務の実施に際し、西宮市又は第三者に損害を与えた場合にあっては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

### (4) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、西宮市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

## 8 委託料の支払い

委託料は、委託業務完了後一括払いとする。

但し、ポイント還元分の実費精算分については協議による。

## 9 提出する成果物等

### (1) 提出する成果物

事業報告書 2部

事業報告書(電子データ) 1部

### (2) 納入期限

令和4年3月31日

以上